

東海道川崎宿を活かした地域活性化推進組織設置要綱

(目的)

第1条 「東海道川崎宿2023いきいき作戦」の提案を始め、東海道川崎宿の歴史を活かした地域活性化の実現を、地域の住民を主体とした生活市民、並びに企業市民相互の話し合いに基づき、行政とのパートナーシップによって推進するため、「東海道川崎宿を活かした地域活性化推進組織」（通称「東海道川崎宿2023」、以下「推進組織」という）を設置する。

(役割)

第2条 推進組織は、川崎区の貴重な「歴史資源」である「東海道川崎宿」をテーマに、歴史文化の掘り起こしなどの観点に基づいた具体的な活動に取り組みながら、地域活性化、商業振興、賑わいのあるまちづくりを実践する。

(構成)

第3条 推進組織の構成は、次のとおりとする。

(1) 旧東海道川崎宿周辺において「商い」「生活」をしている生活市民、並びに企業市民を中心に、区外からも東海道川崎宿の歴史を生かした地域活性化に賛同し、具体的な活動に参加可能な市民を加えて構成する。なお、必要に応じて、委員の追加、及び部会の設置をすることができる。

(2) 次の役員を置く。

ア 代表 1名

イ 副代表 1名以上

(3) 役員は、委員の互選により選出する。

(4) 代表は、会務を掌理する。

(5) 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるときはその職務を代理する。

(6) 会議は、代表が召集する。

(7) 会議は、代表がその座長となる。

(8) 組織運営のため、代表が必要と認めたときは顧問を置くことができる。

(任期)

第4条 推進組織の委員の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

2 任期途中に追加された委員の任期は、2年の内の残任期間とする。

(事務局)

第5条 事務局は、推進組織の庶務を担当し、区民への広報活動、会議の調整、情報の提供、連絡などを行う。

2 事務局は、川崎区役所地域振興課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は推進組織において定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月3日から施行する。